

滋賀県立琵琶湖博物館メンバーシップ規約

（会員）

第1条 会員とは、本規約を承諾して、登録の申し込みをし、琵琶湖博物館（以下「当館」とする。）が承諾した企業・団体（以下「会員」とする。）とします。

（会費）

第2条 会員の会費は50,000円/口とします。

（有効期間）

第3条 会員の有効期限は、入会した日の属する年の末日までとし、入会期日が1年未満の場合は、会費の金額を12で除した金額に有効期間の月数を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）を会費の金額とします。

2 複数口の会費を希望する会員については、本人からの申し出により、会員の有効期限を入会日より1年（入会日翌年の当月末）とすることができるものとします。

（特典）

第4条 会員は次の特典を受けることができます。

- （1）会員の名称を、当館内の銘板及び当館ホームページに掲載します。
- （2）社員や同伴家族の入館料（常設展、企画展とも）を2割引します。
- （3）支払会費を10,000で除した枚数（小数点以下切り捨て）の招待券（常設展、企画展とも）を配布します。
- （4）びわ博サポーター交流会に招待します。
- （5）企画展示展覧会図録を配布します。

（会員資格の喪失）

第5条 会員が次の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失します。なお、いずれの場合も、既に納入された会費は還付しません。

- （1）メンバーシップの退会を申請したとき
- （2）本規約に違反し、会員として不適格であると当館が判断したとき
- （3）本規約に同意しないとき

（運営および事務局）

第6条 メンバーシップの運営および事務は当館において行います。

（その他）

第7条 本規約に定めのない事項については、当館長が別に定めるものとします。